

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名	医療法人社団 永生会
所在地	東京都八王子市鴨田町583-15
法人種別	医療法人社団
代表者名	理事長 安藤高夫
電話番号	042-661-4108

2. ご利用事業所

事業所名称	医療法人社団永生会 訪問看護ステーション ひばり
事業所指定番号	東京都指定 1367198658
所在地	東京都八王子市千人町2-13-8 モナーク西八王子1階、207号室
各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
管理者・連絡先	倉増 貴子 ・ 042-649-6917
サービス提供地域	八王子市全域、昭島市・日野市の一部地域

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス	人員
管理 者	管理・調整業務・訪問看護	1名(常勤1名)
サービス提供者	訪問看護	名(常勤 名、非常勤 名)
	訪問リハビリ(PT・ST・OT)	PT 名、ST 名、OT 名
事務員	事務業務	3名

4. 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日	午前8時55分～午後4時55分

(注) 年末年始(通常12/30～1/3)・祝祭日は休業させていただきます。

※当事業所は利用者に対して24時間連絡体制にあって、緊急対応を契約した場合は、必要に応じて

緊急訪問を行っております。

5. 事業の運営方針

- (1) 利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能を支援し、心

身の機能の維持回復を目指して支援します。

- (2) 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- (3) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業者は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。
- (5) 人材育成、関係機関との円滑な連携のために学生実習・法人内外からの地域福祉関係職種の同行訪問の依頼に事業者として協力します。

6. 訪問看護サービス内容

- (1) 「訪問看護」とは、利用者の居宅（自宅）において、看護師、その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) サービスの提供にあたっては、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って「訪問看護計画書」を作成し、それに沿って看護サービスを提供します。
- (3) サービスの内容
 - ・病状、症状の観察、助言
 - ・清潔援助（入浴介助、清拭、陰部洗浄、洗髪、口腔ケアなど）
 - ・栄養管理、指導
 - ・排泄の支援
 - ・褥瘡の予防、処置
 - ・内服管理、指導
 - ・リハビリテーション
 - ・医療機器等の管理
 - ・精神的、心理的支援
 - ・介護者の相談
 - ・医師の指示による処置、管理
 - ・終末期の支援
 - ・在宅療養を継続するために必要な援助、相談

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

8. 社会情勢及び天災時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

9. 苦情相談について

(1) 事業者は苦情を受けた場合は当該苦情の内容等を記録いたします。事業者は提供した訪問看護に関し法第23条の規定による当該市が行う文章その他の物件の提出、若しくは提示の求め、当該市の職員の行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して当該市が行う調査に協力し当該市から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

この場合において当該市からの求めがあった時は、当該改善の内容を報告いたします。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、次の窓口で対応いたします。

事業所	電話番号	0 4 2 - 6 4 9 - 6 9 1 7
お客様相談窓口	F A X 番号	0 4 2 - 6 6 8 - 7 6 9 3
	E—m a i l	h i b a r i @ e i s e i . o r . j p
	相談員（管理者）	管 理 者 倉 増 貴 子
	対応時間	8 : 5 5 ~ 1 6 : 5 5

(3) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

介護保険相談窓口	八王子市福祉部 高齢者福祉課 相談担当	電話：0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 2 0
東京都国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険課（苦情相談）	所在地	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11F
	電話番号	電話：0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7
	対応時間	9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

10. 第3者評価機関によるサービス評価について

実施しています。（ 年 月 日）

評価機関名（）評価結果の開示状況（有無）
実施していません。

11. サービス利用料および利用者負担

- (1) 訪問看護利用料金は【別紙①②③④】に記載のとおりです。
- (2) 支払いの方法は口座振替を基本とします。それ以外の支払い方法は別途話し合いの上双方合意した方法によります。
- (3) ペット等により訪問者に危害が加えられた場合には、治療費が発生する場合があります。

12. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、できるだけサービスの前日までに下記へご連絡ください。

連絡先（訪問看護ステーションひばり） 電話 042-649-6917 FAX 042-668-7693
AX 042-649-2582 (ひばりサテライト小宮) 電話 042-649-2581 F

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合でも、キャンセル料は発生しません。

13. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借など、利用料徴収以外での金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。
- (2) 看護師等は制度上、利用者の心身の機能維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承下さい。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮させていただいています。
- (4) 訪問時、衛生上、手洗いをさせていただきますので、流しや洗面所をお借りすることができます。
- (5) 交通事情、前後の利用者の状況や緊急訪問が生じた場合は、訪問時間がずれることがあります。
- (6) 悪天候及び災害発生時の止むを得ない事情により、訪問を中止させていただくことがあります。
- (7) 事業所の都合により、担当看護師等は変更になる場合があります。
- (8) 犬、猫等のペットは訪問時ゲージに入れるか、リードに繋いでおいて下さい。
- (9) 看護師等に対して暴力（身体的・精神的）が発生した場合、サービスを中止させて頂くことがあります。
- (10) 駐車場確保に伴う調整等をお願いする事があります。

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

訪問看護の提供にあたり、利用者様に対して重要な事項を説明いたしました。

年 月 日

(事業者)

説明者 :

所在地 : 八王子市千人町 2-13-8 モナーク西八王子 1 階
事業所名 : 訪問看護ステーション ひばり
管理者 : 倉増 貴子

私は、本書により、事業者から訪問看護についての説明を受けました。

(利用者様)

住所：_____

氏名：_____

印

(利用者様の家族、もしくは代理人)

住所：_____

氏名：_____

印